文 目次独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案 新旧対照条

(傍線
0
部
分
は
改
正
部
分

政法人国立高等専門学校機構トス	構トス
ター、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育	ター、独立行政法人海技教育機構及独立行政法人国立高等専門学校機
国立研究開発法人	免法人水産総合研究
ノ四第一項ノ政令ヲ以テ	第五条 船舶安全法第二十九条ノ四第一項ノ政令ヲ以テ定ムル独立行政
現	改正案

船舶のトン数の測度に関する法律施行令(平成十二年政令第三百三十二号)(第二条関係)

 \bigcirc

(傍線の	
外の部	
分は改正	
改正 2	
部分)	

する。 、独立行政法人	見船 の
海技教育機構	、の く測
三及び独立行政法	正 正 正
び独立行政法人国立高等専門学校機構と国立の発展系法人水産系名の発生ンター	
人国立高等専門学校機構と、独立行政法人航海訓練所に 独立行政法人航海訓練所	船舶のトン数の測
する。 、独立行政	t - 児 する法
(法人海技教育機構及び独立行政法)	で定し

$\overline{}$
傍線
0
部
分
は
改
正
部
分

三(略)	通省令で定める教育機関のこれらの職に相当する職より解散した旧独立行政法人航海訓練所を含む。)その他国土交	法律(平成二十七年法律第四十八号)附則第二条第一項の規定に	に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する	授若しくは准教授又は独立行政法人海技教育機構(独立行政法人	ニ 大学の船舶の運航若しくは船舶用機関の運転に関する学科の教	イ〜ハ (略)	五年以上である者	二 次に掲げる職の一又は二以上の経歴を有し、その年数が通算して	一 (略)	かに該当する者とする。	第二条 審判官及び理事官の任命資格を有する者は、次の各号のいずれ	(審判官及び理事官の資格)	改正案
三(略)		相当する職	航海訓練所その他国土交通省令で定める教育機関のこれらの職に	授若しくは准教授又は独立行政法人海技教育機構、独立行政法人	ニ 大学の船舶の運航若しくは船舶用機関の運転に関する学科の	イ〜ハ (略)	五年以上である者	二 次に掲げる職の一又は二以上の経歴を有し、その年数が通算して	一 (略)	かに該当する者とする。	第二条 審判官及び理事官の任命資格を有する者は、次の各号のいずれ	(審判官及び理事官の資格)	現行

傍線
0
部
分
は
改
正
部
分
\sim

情景器房所ではシアー、国立所に開発法人国立青中・神経医療所に 構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国 育機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人国立病院 、国立研究開発機構、独立行政法人国立がん研究中、国立研究開発法人国立病院、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人海技 、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人海技 は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人病 は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人航 第四条の六 法第七条の二第七項に規定する政令で定める独立行政法人病 病院の開設等の計画に関して協議を行う独立行政法人等)	↑	(病院の開設等の計画に関して協議を行う独立行政法人等) (病院の開設等の計画に関して協議を行う独立行政法人等) (病院の開設等の計画に関して協議を行う独立行政法人等) (病院の開設等の計画に関して協議を行う独立行政法人等) (病院の開設等の計画に関して協議を行う独立行政法人等) (の)	現 (略) 現 (略)
		法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医ンター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究	人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療ター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開
法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療──法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療ンター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開析の関析の関析の まずの おいまん はいい はいい はいかい はいい はいかい はいかい はいかい はいかい は	法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療 法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療ンター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開 ンター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開	究セン	センターとす
究センターとする。	究センターとする。 法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療 ── 法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療ンター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開		

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一号)(第四条関係)

0

(傍線の部分は改正部分)

法人海技教育機構及び独立行政法人 法人水産大学校、国立研究開発法人 第一項において準用する船舶安全法 第二十九条ノ四第一項ただし書及び法第五十一条の三第一項の政令で 第二十九条ノ四第一項ただし書及び法第五十一条の三次の法人、企業会研究センター、独立行政法人水産大学校、国立研究開発法人 第二十九条ノ四第一項ただし書及び法第五十一条の三次の政治の一次を表しない独立行政法人) である独立行政法人は、独立行政法人が産大学校、国立行政法人が産大学校、国立の主義を表現しない独立行政法人)
--

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行令(平成十六年政令第百六十四号) (第四条関係)

(傍線の部分は改正部分)

 \bigcirc

政法人海技教育幾

「生数料の納付を要しない独立行政法人)

「生数料の納付を要しない独立行政法人) 第二条 法第四十八条第一項の政令で定める独立行政法人は、(手数料の納付を要しない独立行政法人) 法人水産大学校、国立研究開発法人水産総合研究センター及び独立行法人、法第四十八条第一項の政令で定める独立行政法人は、独立行政 政法人航海訓練所とする。 現 行

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第二百九十九号)(第四条関係)

(傍線の部分は改正部分)

 \bigcirc

政法人海技教育機構及び独立行政法人国立高等専門学校機構が	、国立研究開発法人水産総合研究センター三条第川項の政令で定める狙立行政法人に	てボナー等できょうですが、こうででで数料の納付を要しない独立行政法人)	附則	改正案
	行政法人水産大学校、国立研究開発法人水産総合研究セン第五条 改正沿阶貝第三条第八項の政令で定める独立行政は	こう (手数料の納付を要しない独立行政法人)		現

傍線
O
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

機構とする。	人海技教育機構及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。 練所、独立行政法人海技教育機構及び独立行政ンター、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、独立行政法 ンター、国立研究開発法人港湾空港技術研究所	行政法人水産大学校、国立研究開発法人水産総合研究セ 法人は、独立行政法人水産大学校、国立研	第十九条の三 法第五十六条の二の二十第一項の政令で定める独立行政 第十九条の三 法第五十六条の二の二十第一項の	(手数料の納付を要しない独立行政法人)	改 正 案
	構及び独立行政法人国立高等専門学校空港技術研究所、独立行政法人航海訓	国立研究開発法人水産総合研究	十第一	行政法	行

(第六条関

 \bigcirc

第 手 兀 料 法 0 第百二条第一 付 を要 ĺ ない 項の政令で定める独立行 独 <u>\frac{1}{1}</u> 行 改法人) 政 法 第

改

正

案

開 林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究ヤ国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、 理センター 、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人労働安全衛生総合研究所 独立行政法人国立科学博物館、国立研究開発法人物質·材料研究機構 人酒 発法人農業生物資源研究所、 人経済産業研究 人国立 · 発法人産業技術総合研究所、 国立研究開発法人防災科学技術研究所、独立行政法人国立美術館、 政法人国立青少年教育振興機構、 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、 総合研究 公文書館、 独立行政法人家畜改良センター、 所、 所 国立研究開発法人水産総合研究センター、 独立行政法人工業所有権情報· 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、 国立研究開発法人情報通信研究機構、 国立研究開発法人農業環境技術 独立行政法人製品評価技術基盤機構、 独立行政法人国立女性教育会館 独立行政法人水産大学 報・研修館、国立研究センター、独立行政法、国立研究開発法人森 国立研究開 独 独立行政 研究所、 独 立 法政

> 手 料の 納 付 を要 î な 独 7 行 政 法 人

現

行

理センター、 立行政法人海技教育機構、 究開発法人海上技術安全研究所、 国立研究開発法人土木研究所、 開発法人産業技術総合研究所、 林総合研究所、 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、 発法人農業生物資源研究所、 独立行政法人国立文化財機構、 独立行政法人国立科学博物館、 究センター 究開発法人国立がん研究センター、 法人教員研修 行政法人自動車技術総合機構、 人国立環境研究所、 人経済産業研究所、 人酒類総合研究所、 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、 国立研究開発法人防災科学技術研究所、 政法人国立青少年教育振興機構、 匝 人国立公文書館、 国立研究開発法人電子航法研究所 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、 条 法第百二条第一 国立研 独立行政法人家畜改良センター、 センター、 国立研究開発法人水産総合研究センター、 究開 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、1機構、独立行政法人航空大学校、国立研究開 独立行政法人工業所有権情報・研修館、 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、 国立研究開発法人情報 独立 発法 項の政令で定める独立行 |行政法人国立高等専門学校機 人国 国立研究開発法人農業環境技術研究所、 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 国立研究開発法人物質・材料研究機 独立行政法人統計センター、 国立研究開発法人建築研究所、 独立行政法人製品評価技術基盤機構、 玉立 <u>\f\</u> 国立研究 精 独立行政法人国立女性教育会館 神 研究開発法人港湾空港技術研 独立行政法人航海訓 K通信研 独立行政法人国立美術館、 神経医療研究センター 究開発法人国立循 独立行政法人水産大学 報・研修館、国立研究センター、独立行政法、国立研究開発法人森 独立行政法人種苗管 究機 政 法 国立研究開発法人航海訓練所、独 人は、 構、 国立研究開 独立行政 独立行 環器病 独立 国立 国立 病 立 行 致 动 研 立 独 行 究 研 立 玉 法 政

機

構

独立行政法人統計センター、

独立行政法人教員研修センター、

独立行政法人自動車技術総合

元法人国立環境研究所、独立独立行政法人海技教育機構

、駐留軍等労働者労務管理機構、

法人国立高等専門学校機構、

政法人

独立行政

セ

レンター

77

研究開発法人国立循環器病研究セ

一、国立研究開発法人国立国際器病研究センター、国立研究開国立研究開発法人国立がん研究

セ

ンタ

ĺ

国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び

精 玉

神

経医療研究センター、

究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、

独立行政法人航空大学校、国立研究開発法人国立環境研究所、

国立研究開発法人土木研究所、

国立研究開発法人建築研究所、

国立研

国立研究開発法人国立長寿医療研究センターとする。

とする。
とする。
さ研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成

傍線の部分は改正部分)

(第六条関係

(国等の定義)

改

正

案

第

研究所、 研究開 修館、 大学校、 軍等労働者労務管理機構、 航空大学校、 木研究所、 開発法人森林総合研究所、 管理センター、 立 性教育会館、 究所、 独 立 独立 政法人統計 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、 行政法人国立文化財機構、 発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人国立美術館、 材料研究機構、 政法人国立特別支援教育総合研究所、 法第二条第三 鉱物資源機 独立 行 一行政法人国立 航空技術研 発 独立行政法人国立青少年教育振興機構、 局、 政法人経済産業研究所、 法人農業生物資源研究所、 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機 国立研究開発法人建築研究所、 立行政法人製品評価技術基盤機構、 行 独立 独立 国立研究開発法人国立環境研究所、 センター、 政法人日本貿易保険、 独立行政法人家畜改良センター、 行政法人国立印刷 究所、 行政法人国立科学博物館、 項 国立研究開発法人防災科学技術研究所、 公文書館、 の政令で定めるものは、 独立行政法人国 独立 独立行政法人海技教育機構、 国立研究開発法人水産総合研究センター 独立行政法人自動車技術総合機 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 行政法人教員研修センター、 独立行政法人酒類総合研 独立行政法人工業所有権情報· 局、 「基盤機構、国立研究開発法人土国立研究開発法人産業技術総合」「立行政法人工業所有権情報・研算 -水産業研究センター、国立研究国立研究開発法人農業環境技術 民生活センター、 独立行政法人石 独立行政法人大学入試 国立研究開発法人海上 行政法人国立美術館、独学技術研究所、国立研究、国立研究開発法人物質 次 のと 独立行政法人国立女 総合研究機構、国立、独立行政法人水産 技術総合機構、独立独立行政法人駐留 おりとする。 独立行政 油 究 独立行政法 世天然ガス 独立行政 法人 セ 独

(国等の定義)

現

行

第

自動車は 木研究所、独 研究所、 技教育機 術安全研· 修館、 大学校、 開発法人森林総合研究所、 開発法人量子科学技術研究開発機構、 発法人電子航 研究開発法人農業生物資源研究所、 管理センター、 立 l館、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人経済産業研究所、沖 研修センター、 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、 行政法人国立文化財機構、 材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、 政法人国立特別支援教育総合研究所、 独立行政法人国立公文書館、 法第二条 技 独立行政法人国立青少年教育振興機構、 構、 究所 独立行政法人製品評価技術基盤機構、 術総合機構、 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、 国立研究開発法人建築研究所、 独立行政法人国立科学博物館、 独立行政法人航空大学校、法研究所、独立行政法人航 第三 国立研究 独立行政法人家畜改良センター、 項 独 の政令で定めるもの 立行政法 究開 独立行政法人統計センター、 独立行政法人航 皇費安全技術センター、独立行政法人種苗、独立行政法人労働安全衛生総合研究所開発機構、独立行政法人国立美術館、独開発法人防災科学技術研究所、国立研究 国立研究開発法人水産総合研究センター 発法人港湾空港技術研 人造幣局、 独 立 独立行政法人工業所有権情報· 行政 国立研究開発法人産業技術総 水産業研究センター、国立研究国立研究開発法人農業環境技術 独立行 国立研究開発法人国立環境 海訓練所、 独立行政法人大学入試セン 法 は、 国立 人酒 国立研究開発法人物 次 你研究所、国立研究開 立研究開発法人海上技 国立研究開発法人土 機構、 のと 政 独立行政法人国立 類 総合研究機構、国立独立行政法人水産 然給合研 法 独立 人国 独立行政法人海 おりとする。 独立 究所、 行政法人教 前刷局、 行政法人 合 質 女 研

立行政法人日本学生支援機構、法人医薬品医療機器総合機構、行政法人空港周辺整備機構、 行政法人地域 康·栄養研究 独立行 者健康福祉機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人鉄みの園、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人労働法人福祉医療機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞ済機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政、独立行政法人助労者退職金共、独立行政法人助労者退職金共 法人国 人宇宙 年金積立金管理運用独立行政法人、 島振興開 道建設· 日本学術 基盤整備機 法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、 開発法人情報通信研 農林漁業信用基金、 独立行 独立行 八農畜 ~ん研 法人日本学生支援機構、 航 政法人水資源機 際 産 発基 開 法人郵便 .政法人大学改革支援・学位授与機構、政法人都市再生機構、独立行政法人国 運 :政法人日本芸術文化振興会、 空 振 交流基金、 玉 研 究開発 興会、 <u>\f\</u> 究センター、 域医療機能推進機構、 究 輸施設整備支援機構、 研究開発機構、 振 法 玉 所、 傘、 興 際 国立研究開発法人科学技術振興機構、 機 日 医 法 貯 国立研究開発法人日本原子力研究開発機 独立行政法人日本高速道路保有· 構、 国立研究開発法人理化学研 (人国立: 療研 金 • 独立行政法人北方領土問 7 独立行政法人情報処理推進 究機構、 本 独立行 究セ 究開 国立研究開発法人国立 簡易生命保険管理機構、 療 精神 構、 独立行政法人自動車事故対策機 独立行政法人日本スポーツ振興センター 研 究開 発法: ンター、 独立行政法人国立病院機構、 独立行政法人国 政 学位授与機構、独立行政法人奄美群独立行政法人国立高等専門学校機構国立研究開発法人海洋研究開発機構 独立行政法人環境再生保全機 法人農業者年金基 独立行政法人住宅金融支援機 独立行政法人国際観光振興 人国 神 経医療研 国立研究開発法人医薬基盤 玉 立 | 五研 長 寿 究セ 究所、 究開 医 独立行政 |際協力機 題対策協会、 療研究セ 循環器病 国立研究開発法人任宅金融支援機構、 構、 金、 発法人国 ンター、 国立研 債務返済機 構、 独立行政 法人中小企 国立研究 ン 研究センタ <u>\frac{1}{1}</u> 主機構、独立行政機構、独立 B立成育医 国立研究 国立 究開発法 タ 行 쑕 独·健 構、 法人 開 及び 行 研 法 人 発 政 究

学研究所、 自動車· 人 理 政 法 法人国立高等専門学校機構、開発法人海洋研究開発機構、 政法人国際観光振興機構、振興機構、独立行政法人鉄 修機構、 者雇用支援機構、独立行政法人福祉医療機構、立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法 理推進 原子力研究開発機構、 研究開発法人医薬基盤 道路保有・債務返済機構、 法人環境再生保全機構、 度知的障害者総合施設のぞみの園、 生活センター、 人国立病院機構、 土問題対策 本スポー 八国際協力機構、 立行政 振興機構、 独立行 人住 究セ <u>\frac{1}{2}</u> 事 機 独立行政法人奄美群島振興開発基 循 環器 !宅金融支援機構、 国立研究開発法人国立がん研究センター、 法 人石油 ĺ 病研 人国 独立行政法人農林漁業信用 独立行政法人農畜産業 立成 玉 究 独立行政法 国立研究開 天然ガス・ たセン 立 独立行: 育医 研 シター、 健康・ 究開 年金積立 療 独立行政法人郵便貯 研 発 人国際交流基金、 金 政法人地域医療機能 発法人情報 究セ 法 玉 栄養研究所、 属 人国 立 鉱 研 金管理運用独立行政法人、 物 究開 立国際医 振 資 通信研 類機構、 金、 基金、 源 発法 独立行政法人日本高 国立研究開 玉 人国立: 究機構、 独立行政 金 • 独立行政法人情報 立 療 独立行 独 研 研 推進機構、 国立研· 簡易生命保険 究開 究センター、 立 行 発法 独立行政 発法人日 法人北方 政 政 究開 法 法 独立 人農 発法 玉 国 管 本立速 医 処 法 領

タ

日

 \bigcirc 航空法施行令 (昭和二十七年政令第四百二十一号) (第七条関係)

開発法人海上・港湾・航空技術研究所及び独立行政法人航空大学校と7七条 航空法第百三十五条の政令で定める独立行政法人は、国立研究 改 正 案 第七条 開発法人電子航法研究所及び独立行政法人航空大学校とする。光七条 航空法第百三十五条の政令で定める独立行政法人は、国 現 行 国立研究

第七条

する。

(傍線の部分は改正部分)

平独法改革国土交通省関係法整備法附則第六条第一条の国立研究開発法人海上技術安全研究所及び 「条の国立研究開発法人海上技術安全研究所及び 「条の国立研究開発法人海上技術安全研究所及び 「条の国立研究開発法人海上技術安全研究所及び 「条の国立研究開発法人海上技術安全研究所及び	世上技術安全研究所 国土交通省関係法律 の平成十八年独法改 の平成十八年独法改 国土交通省関係法律 四十一	会関系去を前去、という。) 付訓第四条第三 (平成十八年法律第二十八号。以下「平成十二間とする。 (平成十八年法律第二十八号。以下「平成十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	
(新設) (新設)	立研究開発法人電子航法研究所を 当の算定の基礎となる勤続期間の 当の算定の基礎となる勤続期間の 当の算定の基礎となる勤続期間の 当の算定の基礎となる勤続期間の 当の算定の基礎となる勤続期間の 当の算定の基礎となる勤続期間の 当の算定の基礎となる勤続期間の 当の算定の基礎となる勤続期間の 当の算定の基礎となる勤続期間の 当の第二十八号	系去事の整備に関する去事(平式十八平去事第二十八号。 で適用する独立行政法人に係る改革を推進するための国土二 平成二十七年独法整備政令第百四十二条の規定により三十一 (略) 三十一 (略) 三十一 (略) 現定する政令で定めてでを報期間) 現 行	

間での在職期間及び独立行政法人海技教育機構の職員としての在職 行政法人航海訓練所(以下「旧航海訓練所」という。 交通省関係法整備法附則第二条第一項の規定により解散した旧独立 技術研究所の職員としての在職期間又は平成二十七年独法改革国土)の職員としての在職期間及び国立研究開発法人海上・港湾・航空 独立行政 技術研究所 港湾空港技術研究所法」 技術研究所法 法整備法第百八十八条の規定による改正前の独立行政法人港湾空港 いて職員としての引き続いた在職期間とみなされる平成二十六年独 しくは平成っ 一項の 「旧独立 人電子航法研究所 規 行政法人電子航法研究所法」という。 法人電子航法研究所法 定により退職手当 一十六年独法整備法第百八十九条の規定による改正前の (旧国立研究開発法人港湾空港技術研究所を含む。 (平成十一年法律第二百九号。 (旧国立研究開発法人電子航法研究所を含む。 という。 「の算定の基礎となる勤続期間 (平成十 第二条の独立行政法人港湾空港 年法律第一 以 下 第 「旧独立行政法人 一百十号。 一条の独立行政 の職員とし の計算につ 以 下

第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は(法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人)

一~百七十三 (略)

振興開発金融公庫のほか、

次に掲げる法人とする。

沖縄

百七十四 所法」という。)第二条の独立行政法人海上技術安全研究所(平成成十一年法律第二百八号。以下「旧独立行政法人海上技術安全研究 政法人港湾空港技術研究所 におけるものを除く。 十八年独法改革国土交通省関係法整備法の施行の日の前日までの間 七条の規定による改正前の独立行政法人海上技術安全研究所法(平 究開発法人海上技術安全研究所(平成二十六年独法整備法第百八十 究所 旧国立研究開発法人海上技術安全研究所法第二条の国立研 旧独立行政法人港湾空港技術研究所法第 を含む。 (同日までの間におけるもの 旧国立 研 究開発法人港湾空港 一条の独立行 を除く。

(法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人)

振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、

沖

~百七十三 (略)

省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。)の独立行政法人海上技術安全研究所(平成十八年独法改革国土交通。以下「旧独立行政法人海上技術安全研究所法」という。)第二条の独立行政法人海上技術安全研究所法(平成十一年法律第二百八号百七十四 平成二十六年独法整備法第百八十七条の規定による改正前

での間におけるものを除く。)を含む。) 人電子航法研究所法第二条の独立行政法人電子航法研究所(同日まを含む。)及び旧国立研究開発法人電子航法研究所(旧独立行政法

百七十五及び百七十六 削除

百七十七~百八十 (略)

法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。)
百八十一 旧航海訓練所(平成十八年独法改革国土交通省関係法整備

(法第八条第一項に規定する政令で定める法人)

法人のほか、次に掲げる法人とする。第九条の四 法第八条第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政

~百十九 (略)

百二十 旧国立研究開発法人海上技術安全研究所法第二条の国立研究開発法人海上技術安全研究所(旧独立行政法人海上技術安全研究所)。)、旧国立研究開発法人海上技術安全研究所(旧独立行政法人海上技術安全研究所を含む。)、旧国立研究開発法人海上技術安全研究所(旧独立行政法人海上技術安全研究所)。)、旧国立研究開発法人海上技術安全研究所を含む。)、旧国立研究所法第二条の独立行政法人海上技術安全研究所法第二条の国立研究

百二十一及び百二十二 削除

百七十六 百七十五 法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。) 政法人電子航法研究所 の独立行政法人電子航法研究所法(平成十一年法律第二百十号。以 省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。 の独立行政法人港湾空港技術研究所 の独立行政法人港湾空港技術研究所法(平成十一年法律第二百九号 「旧独立行政法人電子航法研究所法」という。 旧 平成二十六年独法整備法第百八十九条の規定による改正前 平成二十六年独法整備法第百八十八条の規定による改正前 独立行政法人港湾空港技術研究所法」という。 (平成十八年独法改革国土交通省関係法整備 (平成十八年独法改革国土交通 第二条の独立行 第二条

百七十七~百八十 (略)

(新設)

(法第八条第一項に規定する政令で定める法人)

法人のほか、次に掲げる法人とする。
第九条の四 法第八条第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政

~百十九 (略)

海上技術安全研究所百二十 旧独立行政法人海上技術安全研究所法第二条の独立行政法人

| 人港湾空港技術研究所| | 日二十一 | 旧独立行政法人港湾空港技術研究所法第二条の独立行政法

百二十七 旧航海訓練所百二十三~百二十六(略)

(新設) | 「田独立行政法人電子航法研究所法第二条の独立行政法人電子航法研究所 | 日本の独立行政法人電子航法研究所法第二条の独立行政法人電子航法研究所法第二条の独立行政法人電子航法研究所法第二条の独立行政法人電

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号)(第九条関係)

(傍線の部分は改正部分)

 \bigcirc

別表第三 (第六十五条関係) 十三~二十一 (略) 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 (略) 改 正 案 別表第三 (第六十五条関係) 十三~二十一 (略)十二 国立研究開発法人海上技術安全研究所一~十一 (略) 現 行

 \bigcirc 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百五十九号)(第九条関係)

(傍線の部分は改正部分)

・	9 第	
次に 2 第三十一条 掲げる独立行政 掲げる独立行政 十八 国立研究 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(手数料) (手数料) (手数料) (手数料)	正
(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	次 に 2 第	
	九(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	

別表第二(第十条の二条関係)

改

正

案

ンター、 究開 法 行政法人奄美群島振興開発基金 学研究所、 国立研究開発法人防災科学技術研究所、 農業生物資源研究所、 開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、 究開発機構、 発法人日本医療研究開発機構、 総合研究センター、 究機構、 究開発法人産業技術総合研究所、 療研究センター、 法人国立循環器病研究センター、 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、 航空技術研究所、 国立研究開発法人国立国際医療研究センター、 玉 人国立環境研究所、 院発法人科学技術振興機構、 国立研究開発法人森林総合研究所、 人宇宙航空研 立 研 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、 国立研究開発法人新エネルギー・ 究開発法 国立研究開発法人量子科学技術研 独立行政法 国立研究開発法人農業環境技術研究所、 国立研究開発法人国立精神・ 国立研究開発法人海洋研究開発機構、 究開発機構、 人医薬基 国立 国立研究開発法人物質・ 国立研究開発法人国立がん研究センター 人海技教育機構、 一研究開発法人土木研究所、 盤 国立研 国立研究開発法人建築研 国立研究開発法人日本原子力研 健 独立行政法人医薬品医療機器 国立研究開発法人国立成育医 国立研究開発法人情報通信研 康 究開 栄 国立研究開発法人理化 独立行政法人家畜 国立研究開発法人水産 養 産業技術総合開発機 発 研 究開 国立研究開 法 究 (人海上 材料研究機構 神経医療研究セ 所 国立研究開発 発機構、 国立研究開 国立研究開 玉 国立研究 77 発法人 国立研 究所、 国立研 港 研 独 立 湾 究 開 発

別表第二 (第十条の二条関係)

現

行

研究所、 療研究センター、 開発法人国立がん研究センター、 法人農業生物資源研究所、 究開発法人日本医療研究開発機構、 発法人電子 研究所、 ネルギー・産業技術総合開発機構、 長寿医療研究センター、 法人国立精神・神経医療研究センター、 業研究センター、国立研究開発法人国立環境研究所、 発法人宇宙 研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、 力研究開発機構、 化学研 立行政法人奄美群島振興開発基金、 国立研究開発法人情報通信研究機構、 国立研究開発法人国立成育医療研究センター、 発法人港湾空港技術研究所、 科学技術振興機構、 玉 国立研究開発法人防災科学技術研究所、 立 研 究所、 玉 究開 国立研究開発法人海洋研究開発機構、 航空研 航 立研究開発法人水産総合研究センター 法研究所、 発法 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機 国立研究開発法人国立循環器病研究センター 究開 国立研究開発法人農業環境技術研究所、 人医薬基 国立研 発機構、 ·通信研究機構、国立研究開発法人新工国立研究開発法人産業技術総合研究所 国立研究開発法人土木研究所、 国立研究開発法人物質・材料研究機 盤 究開発法人建築研 法人国立環境研究所、国立研究 国立研究開発法人国際農林水産 立 健 国立研究開発法人国立国際 康 研究センター、国立研究開国立研究開発法人森林総合 研 国立研究開発法人日本原子 究開 独 栄 国立研究開発法人国立ンター、国立研究開発 養研 立行政法 発法 国立研究開 究 究所、 国立研究開発法 所 人海上技術 国立研究開 人医薬品 国立 国立研究 発法 国立研 研 国立 安全 究開 医

人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性 法人日本高速道路保有・債務返済機構、 本学生支援機構、 施設整備支援機構、 独立行政法人造幣局、 術基盤機構、 推進機構、 行政法人自動車技術総合機構、 立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立 等専門学校機構、 立印刷局、 際交流基金、 政法人工業 都市再生機構、 能推進機構、 ンター、独立行政法人酒類総合研究所、 際観光振興機構、 立行政法人高齢・障害・求職者 人駐留軍等労働者労務管理機構、 人日 1人農林-独立行政法人住宅金融支援機構、 独立行政法人大学入試センター、 本貿易保険、 センター、 水産消 **張興機** 独立行政法人水産大学校、 独立 独立行政法人国立科学博物館、 所有権情報· 独立行政法人中小企業基盤整備機構、 独立行政法人国民生活センター、 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、 独立行政法人日本学術振興会、 独立行政法人国立公文書館、 独立行政法人国際協力機構、 費安全技術 独立行政法人日本芸術文化 立行政法人勤労者退職金共済機構、 政 独立行政法人統計センター、 独立行政法人日本貿易振興機構、 法人環境 独立行政法人大学改革支援・学位授与機 独立行政法人農林漁業信用基金、 研修館、 独立行政法人経済産 ·政法人農業者年金基 再生保 センター 独立行政法人自動車事故対策機 雇用支援機構、 独立行政法人鉄道建設・運輸 独立行政法人航空大学校、 全 独立行政法人地域医療機 独立行政法人製品 独立行政法人種苗管理セ 独立行: 独立行政法人情報処理 独立行政法人日本スポ 構、 独立行政法人国立高 上振興会、 業研究所、 独 金、 独立行政法人国 独立行政法人国 独立行政法人国 独立行政法人国 政法人福 独立行政法人日 <u>\f\</u> 独立行政法人 行政 独立 独立行政法 独立行政 独立行政 法 評価技 独立行 立行 人教

研究所、 学校、 機構、 みの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青国立公文書館、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞ学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人 ター、独立行政法人地域医療機能推進機構、法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政 、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立少年教育振興機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 生活センター、 人日· 独立行政法人自動車事故対策機構、 行政法人国立文化財機構、 国際協力機構、 改良センター、 機器総合機 天然ガス・金属鉱物資源機構、 雇用支援機構、 行政法人空港周辺 企業基盤整備機構、 教員研修センター、 、統計センター、 農業者年金基金、 独立行政法人国立美術館、 独立行政法人航空大学校、 政法人航空 独立行政法人製品評価技術基盤機構、 独立行政法人種苗管理センター、 文化 人與会、 政法人鉄道建設・ 独立行政法人情報処理推進機構、 振興機構、 立行政法人日本スポーツ振興センター、 振興会、 海訓練所、 独立行政法人国立印刷局、 独立行政法 独立行政法人日本学生支援機構、 独立行政法人国際観光振興機構、 整備 弘立行政 独立行政法人都市再生機構、 ;立行政法人環境再生保· 独立行 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構 独立行政法人勤労者 独立行政法人日本高速道 機構、 独立行政法人工業所有権情報・研修館 法 独立行政法人自動車技術総合機構、 政法 人海 行政法人日 運輸施設整備支援機構、 人国際交流基金、 独立行政法人経済産業研 独立行政法人高齢・障害・求職 独立行政法人造幣局、 技 人農畜 教育機 独立行政法人住宅金融支援 独立行政法人大学入試セン 産業振興機構、 本貿易保 独立行政法人酒類総合 全機 退職金共済機構、 独立行政法人国立科、独立行政法人国民 独立行政法人水産大 独立行政法人中小 独立行政法人石油 独立行政法人日 険 路保有・債務返 <u>\frac{1}{2}</u> 独立 独立行政: 独立行政法人 行 独立行政法 独立行政法 政 独立行政 行 法 政 人家畜 法人 独

管理運用独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金社機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立機構、独立行政法人和更貯金・簡易生命保険管理機構、独立

二~十 (略

<u>-</u>

略

研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人労働政策所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策・簡易生命保険管理機構、独立行政法人労働安全衛生総合研究題対策協会、独立行政法人本資源機構、独立行政法人郵便貯金と対策協会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人期間と問法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術セ

(傍線の部分は改正部分)

研究所、 度知的 支援・ 合機構、 院機構、 生支援 独立行政 都市再生 運輸施設整備支援機構、 立行政法人駐 支援機構、 援教育総合研究所、 等専門学校機構、 政法人国際交流基 立行政法人国際観光振興 済産業研究所、 人地域医 人航空大学校、 退職金共済 人国立印刷 対策 金属鉱物資源機構、 独立行政法人製品評価技術基盤機構、研究所、独立行政法人情報処理推進機構、 独立行政法人農業者年金基金、 速道路保 独立行政法人国立青少年教育振興機構、 ター、 機 学位授与機構、 障 協 独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険 保 構、 機構、 険 法人農林漁業信用基金、 療機能推進機構、 独立行政法人自動車事故対策機構、 独立行政 害者総合施設のぞみの園、 管理 有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興セン、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本 者健 独立 留軍等労働者労務管理機構、 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 独立行政法人日本学術振興会、 行政法人福祉医療機構、 構、 行政法人水資源機構、 康 福 祉 独立行政法人労働安全衛生総合研 独立行政法人大学入試センター、 独立行政法人造幣局、 独立行政法人統計センター、 独立行政法人中小企業基盤整備機構、 法人労働安全衛生総合研究所、独立源機構、独立行政法人郵便貯金・簡E療機構、独立行政法人郵便貯金・簡Eを療機構、独立行政法人農林水産消費安全技 独立行政法人労働政 独立行政法人農畜産業振興機 Eセンター、独立行政法人独立行政法人鉄道建設・ 小企業基盤整備機構、独試センター、独立行政法人大学改革 独立行政法人日本学 策研 究 修機

興会、独立行計センター、 局、 独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人自動車事故対策場術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立法 書館、 物館、 中小企業基盤整備機構、 入試センター、 独立行政 法人日本スポーツ振興センター、 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、 行政法人国立女性教育会館、 生活センター、 法人国際協力機構、 独立行政法人水産大学校、独立行政、独立行政法人酒類総合研究所、独立、独立行政法人信定金融支援機構、 独立行政法人鉄道建設・ 求職者雇用支援機構、 職金共済機構、 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、 全機 人農 立行政法人北方領土問題人農林水産消費安全技術 独立行政法人日本学生支援機構、 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、 独立行政法人国立高等専門学校機構、 修館、 究所、 畜産業振興機 法人日本貿易保険、 独立行政 独立行政法人都市再生機構、 独立 独立行政法人国立印刷 便 独立行政法人地域医療機能推進機構、 独立行政法人航空大学校、 独 貯 法人日本高速道路保有・債務返済機構、 立行政法人航 独 独立行政法人国際交流基金、 立行 金 政 構、 法人 簡易生命保険管理機 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構 独立行政法人国際観光振興機構、 政 法人空港周辺整備 独立行政 運輸施設整備支援機構、 教 独立行政法人製品評価! 独立行政法人国立青少年教育振興機 独立行政法人農業者年金基金、 対策協会、 蒷 センター、 海訓 研修 独立行政法人日本貿易振興機構、 法人農林漁業信用基金、 独立行政法人情報処理推進機 練 セ 所、 高、 独立行政法人種苗管理セン ン タ 独立行政法人水資源 独立行政法人福祉 ·債務返済機構、独立行政独立行政法人日本芸術文化、独立行政法人日本芸術文化支援機構、独立行政法人統支援機構、独立行政法人統 独立行政法人日本芸術文 ĺ 独立行 独立行政法人国立科学 独立行政 独立行政法人国立公文 機 独 独立行政法人造 独立行政法人国 独立行政 政法人工業所有 立 法人高齢 独立 技術基盤機構、 行 独立行政法人 政 行政法人経 政法人大学政法人造幣 独立行 (人勤 医 独立 独立行 機構 療機 構、 独 障 労者 タ 美構 <u>\frac{1}{2}</u> 博 構 民政

独

立

行政法

3 • 4 <u>-</u> +

(略)

3 • 4 (略)

二〜十 (略) 法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政

- 26 -

 \bigcirc

国等による環境物品 等 \mathcal{O} 調 達 0) 推 進 [等に関する法律第二条第二項 \hat{o} 法 人を定める政令 (平成十二年政令第五百五十六号) (第十条関

令 で定める法人は、 玉 による 境 物品 次のとおりとする。 等 の調達 0 推 進等に 関する法 律 第一 一条第一 項 0 政

改

正

案

法人国立 機構、 ンター、 水産業研 農業環境 機 究開発法人森林総合研究所、 研究開発法人産業技術総合研究所、 療研究センター、 発法 振 所字 独立行政法人奄美群島振興開発基金、 発法人理化学研究所、 国立研 構、 国立研 材料研究機構、 独 興機構、 立行 行政法人勤労者退 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、 人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究セ業研究センター、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開 玉 国立 空研 国立研究開発法人農業生物資源研究所、 77 ?政法人環境再生保全機構、沖独立行政法人海技教育機構、 技 究開発法人土木研究所、 成育医療研究センター、 国立研究開発法人国立循環器病研究センター、 究開発法人医薬基盤・健 研 法 術研究所、 研究開発法人日本原子力研究開発機構、 国立研究開発法人建築研究所、 究開発法人海洋研究開発機構、 究開発機構、 人経済産業研究所, 国立研究開発法人防災科学技術研究所、 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、 国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人物質所、国立研究開発法人機業・食品産業技術総合研究発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発 職金共済機構、 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機 国立研究開 国立研究開発法人水産総合研究センター 国立研究開発法人国立精神・ 独立行政法人工業所有権情報 康・栄養研究 国立研究開発法人情報通 発法人海上・ 立行政法人 独立行政法人医薬品医療機器総 独立行政法人空港周 独立行政法人家畜改良センター 国立研究開発法人国際農林国立研究開発法人科学技術 所 教員研修 港 国立 湾 国立研究開発 研 辺整備機構 セ 空技術研 究開発法 (国立研) ンター、 -、神経医立 構 研 修 究 人

> 令で定める法人は、 玉 等による 境 物 次のとおりとする。 品 で調達 0 推 進 等 関 ける法 律 第二 一条第一 項 0 政

現

行

傍線の部

分は改正

部分

研

立行政 所 構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人 病研究センター、 究開発法人国立国際医療研究センター、 材料研究機 業環境技術研究所、 開発法人水産総合研究センター 立長寿医療研究センター、 研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、 法人理化学研究所、 産業技術総合開発機構、 立研究開発法人情報通信研究機構、 行政 国立環境研究所、 国立研究開発法人建築研究所、 究開発法人海洋研究開発機構、 国立研究開発法人医薬基盤 国立研究開発法人農業生物資源研究所、 行政法人環境再生保全機構、 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、 \法人勤労者退 法人奄美群島振興開発基金、 独立行政法人海 構、 究開発機構、 国立研究開発法人防災科学技術研究所、 国立研究開発法人国立成育医療研究センター、 職 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究 国立研究開発法人国立がん研究センター、 技教育機 金共済機 国立 国立研究開発法人森林総合研究所、 国立研究開発法人産業技術総合研究所、 研 究開 構、 国立研究開発法人日本医療研究開発 健 独立 国立 国立研究開発法人科学技術振興 国立研究開発法人電子航法研究所 康 独立行政法人家畜改良センター、 独立行政法人医薬品医療機器総 国立研究開発法人新エネルギー 独立行政法人空港周 発法人海上 ・栄養研究所、 行政 | 発法人産業技術総合研究所、国党センター、国立研究開発法人国立循環器・、国立研究開発法人国立循環器・、国立研究開発法人国立循環器・、国立研究開発法人国立循環器・、国立研究開発法人港湾空港技術研究 研究開発法 法 国立研究開発法人物質 人教員研修センター、 技 国立研究開発法人農 術 安全研 玉 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> , 辺整備機構、 国立研究開 研 究開 究所、 国立 発 研 機 法 玉 . 合 機 究 $\frac{1}{2}$ 独 発 構

機

立重度知的路国立高等専門 機構、 独構構、 日 法 労働者労務管理機構、 進 機 援教育総合研 館、 源 法 立行政 〈援機構、 八機構、 機構、 機構、 構、 一行政法人農林水産 立行政法人農畜産業振興機構、 独立行政 本芸術文化 人日本学術 独立行政法人統計センター、 人製品評価 立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人水産大学校、 機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学改革支援・学位授与入製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資工行政法人情報処理推進機構、独立行政法人水産大学校、独立行政独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機 独立行 独立行政法人国立青少年教育振興機構、 独 生総合研 政法人国 独立行政法人大学入試センター、独立行政法人地域医療機能推 独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車 <u>寸</u> 独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、2政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構で対法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 行 法人郵便貯 行 研 独立行政法人中小企業基盤整備機構、 門学校機 究 障害者総合施設のぞみの園、 政法人国際交流基金、 独 政法人北方領土問題対策協会、 政 |立印刷 立行政 究 法 族 人航 研 所、 金 • 構、 消費安全技術センター、 独立行政法人国立美術館、 局 機構及び 独立行政 法人国際観光振興機構、 空大学校、 独立行政法人国立科学博物館 簡易生命保険管理機構、 独立行政法人国立公文書館 年金 法人労働者健 独 独立行政法人農林漁業信用 独立行政法人国民生活センタ 立 積立金管理運 行 政 独立行政法人国立 法 独立行政法人水資源機 人高 康福祉機 独立行: 独立行政法人国立特別支行政法人国立女性教育会 独立行政法人福 用 独立行政法人駐留軍等 独立行政法 齢 独立行政法 独立行政 • 構、 政法人国 障 独立行 害 独立 独立行政 ¥技術総合機 伝人国立病院 法 求]政法人国 人労働 基金、 際協力 行政法人 祉医療機 職 者 法 構 雇 独機 安 用

政

政

大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人大学入試センター、独立大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人石政法人自動車技術総合機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人国立美術館独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館 文書館、 学博物: 独立行政法人日本貿易振興機構、 道路保有・ 独立行政法人国立特別支援教育総合研 独立行政法人国際協力機構、 立行政法人水資源機構、 独立行政法人福祉医療機構、 支援機構、 行政法人地域医療機能推進機構、 油天然ガス・金属鉱物資源機構、 人水産大学校、 行政法人住宅金融支援機構、 行政法人国立女性教育会館、 人農林漁業信用基金、 大学改革支援・学位授与機構、 立行政 法人農業者年金基金、 市 運輸施設整備支援機構、 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、 国民生活 工業所有 独立行 再生機構、 上害・求職者雇用支援機構、 独立行政法人国立重度知的障 法 独立行政法人日本芸術文化振興会、 人経 債務返済機構、 独立行政 センター、 独立行政 政法人労働 独立行政法人日本学術振興会、 報・研修館、 済 産 業研 法 法人国立高等専門学校機構、 独立行 安全衛 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、 人労働 独立行 独 立 究 独立行政法人日本スポー 独立行政法人統計センター、 所 独立行政 政法人国立印 政 生総合研究所、 行政法人郵便貯 独立行政法人北方領土問題対策協会、 独立行政 独立行政 策 政法人農畜産業振興機構、 独 研究 独立行政法人中小企業基盤整備機 <u>\frac{1}{2}</u> 独立行政法人日本貿易保険、 行 法人国立青少年教育振 .害者総合施設のぞみの園、 法人国際交流基金、 <u>\frac{1}{1}.</u> 法 政 研 人航空大学校、 法 修機構 .刷局、 政法人国際観光振興機 人航 金 • 独立行政法人労働 、独立行政法人日本学生、独立行政法人鉄道建設、独立行政法人鉄道建設 独立行政法人日本高速 海 独立行政 独立行政 及び年金 簡易生命保 訓 ツ振興センター、 所 独立行 立行政 独 法 法 除管理 弘立行政 **過興機構** 人国立 人国立 立行: 独立 者健 政 構 法 政 康 機 法 立 公科 人法

都

 \bigcirc 第十条関係 等におけ る 温 室効果ガス等 0 排 出 0) 削 減 に配 配慮し た契約 の推 進に関 する法律第二条第三項の 法人を定める政令

改

正

案

現

行

(傍線の部分は改正部分)

(平成

十九

年

政令第三百

匝

十四四

号)

ンター、 る法 機構、 法人国立 農業環境 究開発法人森林総合研究所、 研究開発法人産業技術総合研究所、 療研究センター、 発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究セ水産業研究センター、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開 所宝 玉 独立行政法人奄美群 発法人理化学研究所、 材料研 構、 国立研 国立研究開発法人土木研究所、 興機構、 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、 玉 航空研究開発機構、 律第二条第 に 国立研究開発法人農業生物資源研究所、 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、 立 お 究機構、 技術研究所、 成育医療研究センター、 国立研究開発法人国立循環器病研究センター、 一研究開発法人海洋研究開発機構、 究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、 ける 法 政 人空港周 法人環境 立行政法人海技教育機構、 国立研究開発法人建築研究所、 温 室効 国立研究開発法人防災科学技術研究所、 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、 項の政令で定める法人は、 (再生保全機構、 果ガス等 辺整備機構、 島振興開発基金、 4人農業生物資源研究所、国立研究開発法人物質国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究4人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機 国立研究開 国立研究開発法人水産総合研究センター \dot{O} 排 1人国立長寿医療研究センター、国立国立研究開発法人国立精神・神経医 独立行政法人経済産業研究 出 独立行政法人教員研修 国立研究開発法人情報通信研究機 発法人海上・ \mathcal{O} 独立行政法人医薬品医療機器総 独立行政法人家畜改 削 減 国立研究開発法人国際農林国立研究開発法人科学技術 に配 次のとおりとする。 慮した契 港湾・ 国立研究開 国立 約 <u>机空技術研究</u> 研究開発法人 国立研 センター、 良 0 研究開発 所 センター 推 国立研 淮 独立 究開 構 に 関

うる法 立行政 所 国立研究開発法人土木研究所、開発法人水産総合研究センター 究開発法人国立国際医療研究センター、 業環境技術研究所、 立長寿医療研究センター、 研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、 病研究センター、 研 独 法人理化学研 材料研究機 産業技術総合開発機構、 立研究開発法人情報通信研究機構、 等に 、国立環境研究所、 究開発法人海洋研究開発機構、 国立研究開発法人医薬基盤· 国立研究開発法人建築研究所、 国立研究開発法人農業生物資源研究所、 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、 航空研究開発機構、 律第二条 における 法人奄美群島振興開 独立行政法人海技教育機 法 構、 人環境再生保全機構 究所、 **第三項** 温 国立研究開発法人防災科学技術研究 室効 国立研究開発法人国立成育医療研究センター、 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機 国立研究開発法人国立がん研究センター、 の政令で定める法人は、 果ガス等の 国立研究開発法人量子科学技術研· 国立 国立研究開発法人森林総合研究所、 発基 国立研究開発法人産業技術総合研究所、 研 構 金 国立研究開発法人日本医療研究開発 排 究開発法人海上 健康・栄養研究所、 国立研究開発法人科学技術振興機 独立 国立研究開発法人港湾空港技術研 国立研究開発法人電子航法研究所 出 独立行 独立行政法人医薬品医療機器総 国立研究開発法人新エネルギー \mathcal{O} 立行政法-立成育医療研究センター、国立、国立研究開発法人港湾空港技術研究研究財産法人国立循環器研究開発法人港湾空港技術研究研究法人港湾空港技術研究研究財産法人港湾空港技術研究 削 減 政法人家畜改良センター に 次のとおりとする。 国立研究開発法人物質· 人教員研修センター、 国立研究開発法人農 国立研究開 術 国立研 安全研 所、 究開発機構、 国立研究開 究開 国立研 発法人国 発法 進 合 発 玉 $\frac{1}{2}$ 独 独 究

道建設 備機構、 国立 本高速道 政法人大学改革支援・学位授与機構、は法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、 行政法人水産大学校、 独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機 、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人自動車事故対策機構 美 機 国立科学博 機 政法人都市 行政法人農林漁業信用基 本学生支援機構、 独立行 構、 立行政法人農業者年金基金、 独立行政法人地域医療機能推進機構、 術 政法人国 法人高齢 公文書: 法人工 館、 福 独 立 独立 独 <u>\frac{1}{1}</u> 路保有・ <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 行 運輸施設整備支援機構、 政 用 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、 独立行政法人国立病院機構、 政法人水資源機 行政法人福祉医療機構、 行 再生機構、 行 法人国立女性教育会館、館、独立行政法人国立重 民生活センタ 行 独 業 立行政 立 政法人日本貿易振興機構、 政法人国立特別支援教育総合研究所、 館 政法人国 障 所 害 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設 有 債 独立行政法人日本芸術文化振興会、 独 独立行政法人国立高等専門学校機 権 、務返済機構、 法人労働安全衛生総合研究所、 求職者雇用支援機 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 情 独立行政法人製品評価技術基盤機構、 独立行政法人日本学術振興会、 行政法人労働政策 際協力機構、 報 ĺ 金、 構、 研 独立行政 独立行政法人国立印刷 修 独立行政法人農畜産業振興機 独立行政法 館 独立行政法人統計センター、 独立行政法人日本スポーツ振興 |単生総合研究所、独立行政法人労働
立行政法人郵便貯金・簡易生命保険
独立行政法人北方領土問題対策協 独立行政法人国立青少年教育振興産知的障害者総合施設のぞみの園 独立行政法人国 独 構、 立行政 独立行政法人国立文化財機構、 法人農林水産消費安全技術セ 本学術振興会、独立行政法人日行政法人統計センター、独立行労務管理機構、独立行政法人鉄労務管理機構、独立行政法人鉄 独立行政法人大学入試センター 独立行政法人日本貿易保 研究 独立行政法人造幣局、 独立行政法人国際 以法人航· 研 修 独立行政法人国立]際交流 空大学 機構及び年金積立 構、 局 独立行政法人日 独立行政 独立行政 欧のぞみの 校、 何、独立行政 独立行政 対策機構 親光振 構、 構、 独 独 立 除、、 独 立 法法 立

振興会、 究所、 郵便 振興会、 理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労 立印刷[農畜産業振興機構、 政法人大学入試センター、 技術基盤機構、 情報処理推進機構、独立行政法人水産大学校、 法人種苗管理センター、 法人自動車事故対策機構、 害者総合施 学校機構、 立 法人航空大学校、 法人北方領 林水産消費安全技術センター、 行政法人日本貿易保険、 行政法人造幣局、 政 法人国立青少年教育振興機構、 法人国際交流基金、 人日本スポーツ振興センター、 人統計センター、 法人国立文化財機構、 行政法人国際観光振興機構 一行政 法人航海訓 筒、 独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立 独立 金 法 独立行政法人日本学生支援機構、 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、 及び 独立行政法人国立科学博物 /空港 土問題対策協 設のぞみの園、 独立行政 行政法人労働 簡易生命保険 練 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、 年金 所 周 独立行政法人都市再生機構、 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、 独立行政法人高齢 辺 積立 以法人国立: 独立行政 独立行政法人農林漁業信用基金、 独立行政法人国民生活 備 悟、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人自動車技術総合機構、 金管理 独立行政法人農業者年金基金、独立行政各人日本貿易振興機構、 独立行政法人酒類総合研究所、 者健 管理 会、 機 独立行政法人地域医療機能推進 独立行政法人国立女性教育会館、 構、 康福: 独立行政法人水資源機 機 公文書館、 法人工業所 独立行政法人日本貿易振興機構、独立党道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本芸術文化工支援機構、独立行政法人日本芸術文化工支援機構、独立行政法人日本学術が、独立行政法人駐留軍等労働者労務管 独立行政法人福祉 独立行政 運 構、 立行政 用独 祉機 · 障害 <u>7</u> 構、 立行政法人労働安全衛 行 法 有 法 独立行 人国 センター、 人経 求職者雇 際 済 医療機 政法 協力機構、 産 研修館、 構 療機構、独立行政 独立行政法人農 独立行政法人 用支援機 研 人労働 独 立 独立行政法人 究 所 独立行 生総合研立行政法人 独 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 行 1 国 政 独

 \bigcirc

子家庭 0 母 及び父子家庭の 父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令 (平成二十五 年政令第三号) (第十条関 傍線の部

条の 母 政 子 家庭 令で定める法人は、 0 母 及び父子家庭の 次のとおりとする。 父 の就業の支援に 関 する特別 置 法 第六

改

正

案

現

行

分は改正

部分)

法人国立 機構、 農業環境 機 究開発法人森林総合研究所、 研究開発法人産業技術総合研究所、 療研究センター、 発 法· 所字 独立行政法人奄美群島振興開発基金、 発法人理化学研究所、 ンター、 水産業研究センター、 振 構、 材料研究機構、 独 国立研究開発法人土木研究所、 興機構、 ·宙航空研究開発機構、 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、 立行 国立 行政法人勤労者退職金共済機構、 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、 人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究セ業研究センター、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開 国立 国立研究開発法人農業生物資源研究所、 ?政法人環境再生保全機構、沖独立行政法人海技教育機構、 技術研究所、 成育医療研究センター、 国立研究開発法人国立循環器病研究センター、 研究開発法人海洋研究開発機構、 法 研究開発法人日本原子力研究開発機構、 国立研究開発法人建築研究所、 人経済産業研究所、 国立研究開発法人防災科学技術研究所、 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、 国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人物質所、国立研究開発法人機業・食品産業技術総合研究発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機 国立研究開発法人海上・ 国立研究開発法人水産総合研究センター 国立研究開発法人国立精神・ 独立行政法人工業所有権情報 -·産業技術総合開発機構、国立研国立研究開発法人情報通信研究機 立行政法人 独立行政法人家畜改良センター 独立行政法人医薬品医療機器総 独立行政法人空港周 国立研究開発法人国際農林国立研究開発法人科学技術 港湾 教員研修 国立 国立研究開発 研 辺整備機構 セ 空技術研 究開発法 ンター、 -神 経 立 構 研 究 人

> 所 0 究開発法人国立国際医療研究センター、 研 宇宙航空研究開発機構、 母 子家庭 国立環境研究所、 究開発法人海洋研究開発機構、 政令で定める法人は、 国立研究開発法人建築研究所、 国立研究開発法人医薬基盤 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、 *の* 母 及び 父子家庭の父の就業の支援に 国立研究開発法人国立がん研究センター、国立 国立研 次のとおりとする。 究開発法人海上 健康・栄養研究所、 国立研究開発法人港湾空港技術研 国立研究開発法人科学技術振興 技術 関 する 安全研 玉 立 特別 研 措置 究所、 発 法 機 玉 第六 $\frac{1}{\sqrt{2}}$ 構

構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人 病研究センター、 材料研究機構、 業環境技術研究所、 開発法人水産総合研究センター 立長寿医療研究センター、 研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、 立行政法人奄美群島振興開発基金、 法人理化学研究所、 産業技術総合開発機構、 立研究開発法人情報通信研究機構、 行政 国立研究開発法人農業生物資源研究所、 行政法人環境再生保全機構、 \法人勤労者退 独立行政法人海 国立研究開発法人防災科学技術研究所、 国立研究開発法人国立成育医療研究センター、 職 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究 技教育機 金共済機 国立研究開発法人森林総合研究所、 国立研究開発法人産業技術総合研究所、 構、 国立研究開発法人日本医療研究開発 独立 国立研究開発法人電子航法研究所 独立行政法人家畜改良センター、 独立行政法人医薬品医療機器総 国立研究開発法人新エネルギー 独立行政法人空港周辺整備機構、 行政 | 発法人産業技術総合研究所、国党センター、国立研究開発法人国立循環器・、国立研究開発法人国立循環器・、国立研究開発法人国立循環器・、国立研究開発法人国立循環器・、国立研究開発法人港湾空港技術研究 法 国立研究開発法人物質· 人教員研修センター、 国立研究開発法人農 国立研究開 国立 研 . 合 機 究 独 発

機

立重度知的路国立高等専門 進機構、 機構、 独構構、 日 法 労働者労務管理機構、 機 援教育総合研究 館、 立行政法人農林水産 源 法 立行政 〈援機構、 八機構、 機構、 構、 立行政法人農畜産業振興機構、 独立行政 本芸術文化 人日本学術 独立行政法人統計センター、 人製品評価 立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人水産大学校、 機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学改革支援・学位授与入製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資工行政法人情報処理推進機構、独立行政法人水産大学校、独立行政独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機 独立行 独 立 独立行政法人国立青少年教育振興機構、 独 生総合研 政法人国 独立行政法人大学入試センター、独立行政法人地域医療機能推 独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車 <u>寸</u> 独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、2政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構で対法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 法人郵便貯 行 行 研 独立行政法人中小企業基盤整備機構、 門学校機 究 障害者総合施設のぞみの園、 政法人国際交流基金、 独 政法人北方領土問題対策協会、 政 |立印刷 立行政 究所、 法 人航 研 所、 金 • 構、 消費安全技術センター、 独立行政法人国立美術館、 局 空大学校、 機構及び 独立行政 法人国際観光振興機構、 独立行政法人国立科学博物館 簡易生命保険管理機構、 独立行政法人国立公文書館 年金 法人労働者健 独 独立行政法人農林漁業信用 独立行政法人国民生活センタ <u>寸</u> 積立金管理運 行 政 独立行政法人国立· 法 独立行政法人水資源機 人高 康福祉機 独立行: 独立行政法人福 独立行政法人国立特別支 用 独立行政法人駐留軍等 独立行政法 齢 独立行政 独立行政 • 構、 政法人国 障 独立行 害 独立 独立行政 ¥技術総合機 伝人国立病院 法 女性教育会 求]政法人国 人労働 社医療機 基金、 際協力 行政法人 職 者雇 構 独機 安 用

大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人大学入試センター、独立大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人石政法人自動車技術総合機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人国立美術館独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館 文書館、 学博物: 独立行政法人日本貿易振興機構、 道路保有・ 都 政 独立行政法人国立特別支援教育総合研 独立行政法人国際協力機構、 立行政法人水資源機構、 独立行政法人福祉医療機構、 支援機構、 行政法人地域医療機能推進機構、 油天然ガス・金属鉱物資源機構、 人水産大学校、 行政法人住宅金融支援機構、 行政法人国立女性教育会館、 人農林漁業信用基金、 大学改革支援・学位授与機構、 立行政 法人農業者年金基金、 市 運輸施設整備支援機構、 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、 国民生活 工業所有 独立行 再生機構、 上害・求職者雇用支援機構、 独立行政法人国立重度知的障 法 独立行政法人日本芸術文化振興会、 人経 債務返済機構、 独立行政 センター、 独立行政 政法人労働 独立行政法人日本学術振興会、 報・研修館、 済 産 法人労働 法人国立高等専門学校機構、 業研究所 断安全衛 独立行 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、 独立行 独 立 独立行政法人日本スポー 独立行政法人統計センター、 独立行政: 政法人国立印 政 生総合研究所、 行政法人郵便貯 独立行政法人北方領土問題対策協会、 独立行政 独立行政 策 政法人農畜産業振興機構、 独 研究 独立行政法人中小企業基盤整備機 <u>\frac{1}{2}</u> 独立行政法人日本貿易保険、 行 法人国立青少年教育振 .害者総合施設のぞみの園、 法人国際交流基金、 <u>\frac{1}{1}.</u> 法 政 研 人航空大学校、 法 修機構 .刷局、 政法人国際観光振興機 人航 金 • 独立行政法人労働 、独立行政法人日本学生センター、独立行政法人鉄道建設、独立行政法人鉄道建設人中小企業基盤整備機構 独立行政法人日本高速 海 独立行政 独立行政法人国立 及び年金 簡易生命保 訓 ツ振興センター、 所 独立行 立行政 独 法 除管理 弘立行政 **城興機構** 人国立 立行: 独立 者健 政 構 法 政 立 康 機 法 公科 人法

<u>一</u> 5 五.

(略)

 \bigcirc

国等による障害者就労施設等から 0 物 品 等 0 調 達 0 推進等に関する法律施行令 (平成二十五年政令第二十二号) (第十条関

法 第 五. 項 \mathcal{O} 政 令で定める法 人

改

正

案

現

行

傍線

0

部

分は改正

部分)

第

条

法

第二条第五

項の政令で定める法

次

のとおりとする。

第

学技術 開発基金、 法人水産 術総合開 究開発法人量子科学技術研究開発機構、 法人防災科学技術研究所、 法人農業・食品産業技術総合研究機構、 究開発機 究開発法人日本医療研究開発機構、 発法人情報通信研 研究センター、 国立精神• 際医療研究センター、 国立研究開発法人国立がん研究センター、 資源研究所、 宇宙 国立 国立研究開発法人国立成育医療研究センター、 際農林水産業研究センター、 全機 育 共済 機 振 航空研究開発機構、 発機構、 與機構、 構、 構、 総合研究センター、 究開発法 国立研究開発法人海洋研究開発機構、 機構、 独立行政法人医薬品医療機器総合機構、 神経医療研究センター、 独立 国立研究開発法人物質・材料研究機構、 独立 国立研究開発法人農業環境技術研究所、 国立研究開発法人産業技術総合研究所、 究機構、 行政法人教員研修センター、 行政法人家畜改良センター、 人医薬基盤・健康・栄養研究所、 国立研究開発法人森林総合研究所、 国立研究開発法人建築研究所、 立行政 国立研究開発法人国立循環器病研究センター 国立研究開発法人理化学研究所、 法人空港周辺整備機 国立研究開発法人新エネルギー・ 国立研究開発法人海上 国立研究開発法人土木研究所、 国立研究開発法人国立環境研究所、完法人建築研究所、国立研究開発法人 (修センター、独立行政法人勤労者を (大森林総合研究所、国立研究開発法人新エネルギー・産業技 (大森林総合研究所、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発 (業環境技術研究所、国立研究開発 (機構、国立研究開発法人日本原子力研 (機構、国立研究開発法人日本原子力研 (機構、国立研究開発法人日本原子力研 (機構、独立行政法人農業生物 (機構、独立行政法人産美群島振興 を良センター、独立行政法人環境再 人は、 国立研究開発法人国立国 国立研究開発法人科 構、 国立研究開発法人 国立研 独立行 港湾・ 究開 航

開発法人新エネル

バギー・

業技術総合研究所、

究センター、

森林総合研

究所、

究開発法人電子航法研究所、

生保全機 技教育機 開発基金、

独立行政法 独立行政:

人教員研修センター

独立行政

法

人勤労者

法

法人防災科学技術研究所、

独立行政法

資源研究所、

究開発機構、

ター、 法人国立循環器病研究センター、 研 技術研究所、 究開発法人国立環境研究所、 立研究開発法人海洋研究開発機構、 、宇宙航空研究開発機構、 国立研究開発法人医薬基盤 法第二条第五 国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開 条 国立研究開発法人建築研究所、 第 五 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立 項 \mathcal{O} |項の政令で定める法 政 令で定める法 国 立研究開 ・健康・栄養研 国立研究開発法人国立がん研究セ 人は、 発法人海上技術安全研 国立研究開発法人科学技術 国立研究開 究 次 所 のと 国立 おりとする。 研 究開 究所 発 発

研究所、 易生命 題対策 合機構、 院機構、 支援機構、 独立行政法人農林漁業信用基金、 高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興セン生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本都市再生機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学 運輸施設整備支援機構、 立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、 支援・学位授与機構、 援教育総合研究所、 度知的障 等専門学校機構、 政法人国 立行政法人国際観光振 人航空大学校、 済産業研 人地域医 独立行 独立行 (国立印刷 金属鉱物資源機構、 独立行政法人国立青少年教育振興機構、 法 ター、 協 独 年 保 除管理 独立行政: 労働者健 政法人農業者年金基金、 立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険 療機能推進機構、 .政法人製品評価技術基盤機構、独独立行政法人情報処理推進機構、 独立行政法人自動車事故対策機構、 害者総合施設のぞみの園、 [際交流基 究 積立 独立行政法人種苗管理センター、 局 所 独立 独立 独立行政: 金 独 金、 管理 康福: 立行 行政法人水資源機構、 行政法人福祉医療機構、 法人国立文化財機構、 立行政法人国立科学博物館 独立行政 独立行政法人国立美術館、 運用 独立行政法人大学入試センター、 独立行政法人造幣局、 祉機 独立行政法人労働安全衛 独立行政法人国民生活セ 政 独立行政法人統計センター 法人高齢・障害・ 法 **焼構、** 独立 独立行政法人中小企業基盤整備機構、 <u>人工</u> 法人国立公文書館 《法人労働安全衛生総合研究所、独立(源機構、独立行政法人郵便貯金・簡1医療機構、独立行政法人利度貯金・簡1、独立行政法人農林水産消費安全技 一行政 独立行政法人労働政策研 独立行政法人国際協力機 業所 独立行政法人農畜産業振興機 独立行政 有 構、独立行政法人国立特別支援構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立高空美術館、独立行政法人国立高空美術館、独立行政法人国立高空大性教育会館、独立行政法人国立有政法人国立行政法人国立行政法人国立有政法人国立行政法人国立有政法人国立行政法人国立有政法人国立行政法人国立有政法人国立行政法人国立有关。独立行政法人国立有关。 ミセンター、独立行政法人 独立行政法人鉄道建設・ 小企業基盤整備機構、独試センター、独立行政法人大学改革 究 修機

興会、独立行計センター、 局、 独立行政法人自動車技術総合機構、術館、独立行政法人国立病院機構、 書館、 物館、 中小企業基盤整備機構、 独立行政 法人日本スポーツ振興センター、 入試センター、 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、 行政法人国立女性教育会館、 生活センター、 避職金共 独立行政法人鉄道建設・ 独立行政法人水産大学校、 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立 人国際協 求職者雇用支援機構、 独立行政法人酒類総合研究所、 独立行政法人住宅金融支援機構、 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、 人農林水産消費安全技術センター、 人農畜産業振興機構、 独立行政法人日本学生支援機構、 独立行政法人国立重度知的障 立行 修館、 究所、 法人日本貿易保険、 独立行政法人日本高速道路保有· 済 力機構、 法人北方領 機 独立行政法人都市再生機構、 構、 政法人国立高等専門学校機構、 独立行政法人地域医療機能推進機構、 独立行政法人国立印刷 独立行政法人航空大学校、 独 立行 独 独立行政法人国際交流基金、 <u>\frac{1}{2}</u> 土間 政 行 独立行政法人国際観光振興機構、 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構 法 政 独立行政 題 運輸施設整備支援機構、 法 独立行政法人製品評価: (教育総合研究所、独立行政法人国立美)独立行政法人国立青少年教育振興機構 (人空港) 独立行政法人農業者年金基金、 対策協会、 航 海訓 独立行政法人日本貿易振興機構、 独立行政法人自動車事故対策的独立行政法人国立文化財機構、 法人農林漁業信用基金、 独立行政法人情報処理推進機 .害者総合施設のぞみの園、 練 周 所、 独立行政法人種苗管理セン 局 辺 独立行政法人水資源 整備 独立行政法人福祉医療機 ·債務返済機構、独立行政独立行政法人日本芸術文化、独立行政法人日本芸術文化、独立行政法人成本学術振支援機構、独立行政法人統 独立行政法人日本芸術文 独立行 独立行政法人国立科学 独立行政法人高齢 独立行政法人国立公文 機 、独立行政法人大学独立行政法人造幣 独立行政法人国 公法人工業所有 技術基盤機構、 独立 独立行政法人 行政 独立行 独立 独 立 機構、 法 独 行 構 タ機 立 博 民政

以法人郵

貯

金

簡易生命保険

管理機構

独立

人労働

合研

究所 便

独立行

政法人労働者健康福

祉

一機構、

独立行

二〜五(略) 法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

次の 雨 とおりとする。 水 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 推 進 関 はする法語 律 第二条第二 一項の 政 令で定める 法 人

改

正

案

法人国立 合機構、 機構、 ンター、 水産業研 農業環境 機 究開発法人森林総合研究所、 研究開発法人産業技術総合研究所、 発法 所字 独立行政法人奄美群島振興開発基金、 発法人理化学研究所、 療研究センター、 振 独立行 国立研 構、 材料研究機構、 興機構、 国立 行政法人勤労者退職金共済機構、 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、 人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究セ業研究センター、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開 国立 国立研究開発法人農業生物資源研究所、 空研究開発機構、 ?政法人環境再生保全機構、沖独立行政法人海技教育機構、 技術研究所、 究開発法人土木研究所、 成育医療研究センター、 国立研究開発法人国立循環器病研究センター、 研究開発法人海洋研究開発機構、 究開発法人医薬基盤 法 研究開発法人日本原子力研究開発機構、 国立研究開発法人建築研究所、 人経済産業研究所, 国立研究開発法人防災科学技術研究所、 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、 国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人物質所、国立研究開発法人機業・食品産業技術総合研究発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機 国立研 国立研究開発法人水産総合研究センター 究開 健 国立研究開発法人国立精神・ 独立行政法人工業所有権情報 康 国立研究開発法人情報通 発法人海上・ ・栄養研究 立行政法人 独立行政法人医薬品医療機器総 独立行政法人空港周 独立行政法人家畜改良センター 国立研究開発法人国際農林国立研究開発法人科学技術 所 教員研修 港 国立 湾 国立研究開発 研 究開 辺整備機構 セ 空技術研 (A) 国立研 地信研究機 ンター、 -神 経 立 発法 構 研 修 究 人

> いのとおりとする。 雨 水 \mathcal{O} 利 用 0 推 淮 関 はする法 律 第二条第二 項 0 政 令で定める法人は

現

行

所 構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人 究開発法人国立国際医療研究センター、 材料研究機構、 業環境技術研究所、 開発法人水産総合研究センター 立長寿医療研究センター、 研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、 立行政法人奄美群島振興開発基金、 法人理化学研究所、 産業技術総合開発機構、 立研究開発法人情報通信研究機構、 宇宙航空研究開発機構、 行政 <u>\f\</u> 研究センター、 国立環境研究所、 国立研究開発法人建築研究所、 究開発法人海洋研究開発機構、 国立研究開発法人医薬基盤 国立研究開発法人農業生物資源研究所、 行政法人環境再生保全機構、 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、 \法人勤労者退 独立行政法人海 国立研究開発法人防災科学技術研究所、 国立研究開発法人国立成育医療研究センター、 国立研究開発法人国立がん研究センター、 職 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究 技教育機構、 金共済機 国立 国立研究開発法人森林総合研究所、 国立研究開発法人産業技術総合研究所、 研 • 究開 国立研究開発法人日本医療研究開発 健 独立 国立 国立研究開発法人科学技術振興機 国立研究開発法人電子航法研究所 康 独立行政法人家畜改良センター、 独立行政法人医薬品医療機器総 国立研究開発法人新エネルギー 独立行政法人空港周辺整備機構、 発法人海上 ·行政法-研究開発法 栄養研究 成育医療研究センター、国立国立研究開発法人国立循環器 国立研究開発法人物質 人教員研修センター、 新 技術 国立研究開 国立研究開発法人農 人港湾空港技術研 安全研 玉 センター、国立研、国立研究開発法 立 国立研究開 研 究所、 究開 国立 究所、国 発 研 法 玉 . 合 機 機 究 構 $\frac{1}{2}$ 独 発

立 独

機

病

研

立重度知的路国立高等専門 機構、 独構構、 日 法 労働者労務管理機構、 進 機 援教育総合研 館、 源 法 立行政 〈援機構、 八機構、 機構、 機構、 構、 一行政法人農林水産 立行政法人農畜産業振興機構、 独立行政 本芸術文化 人日本学術 独立行政法人統計センター、 人製品評価 立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人水産大学校、 機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学改革支援・学位授与入製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資工行政法人情報処理推進機構、独立行政法人水産大学校、独立行政独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機 独立行 独 立 独立行政法人国立青少年教育振興機構、 独 生総合研 政法人国 独立行政法人大学入試センター、独立行政法人地域医療機能推 独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車 <u>寸</u> 独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、2政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構で対法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 法人郵便貯 行 行 研 独立行政法人中小企業基盤整備機構、 門学校機 究 障 政法人国際交流基金、 独 政法人北方領土問題対策協会、 政 |立印刷 立行政 :害者総合施設のぞみの園、 究 法 所 人航 研 所、 金 • 構、 消費安全技術センター、 独立行政法人国立美術館、 局 機構及び 独立行政 法人国際観光振興機構、 空大学校、 簡易生命保険管理機構、 独立行政法人国立公文書館 独立行政法人国立科学博物 年金 法人労働者健 独 独立行政法人農林漁業信用 独立行政法人国民生活センタ <u>寸</u> 積立金管理運 行 政 独立行政法人国立· 法 独立行政法人水資源機 人高 康福祉機 独立行: 独立行政法人福 独立行政法人国立特別支 用 独立行政法人駐留軍等 独立行政 齢 独立行政 独立行政 • 政法人国 構、 館 障 独立行 害 独立 法 独立行政 ¥技術総合機 伝人国立病院 法 女性教育会 求]政法人国 人労働 基金、 際協力 行政法人 祉医療機 職 者 法 構 雇 独機 安 用

政

政

文書館、 学博物: 独立行政法人日本貿易振興機構、 道路保有・ 独立行政法人国立特別支援教育総合研 独立行政法人国際協力機構、 立行政法人水資源機構、 独立行政法人福祉医療機構、 支援機構、 行政法人地域医療機能推進機構、 油天然ガス・金属鉱物資源機構、 人水産大学校、 行政法人住宅金融支援機構、 行政法人国立女性教育会館、 人農林漁業信用基金、 大学改革支援・学位授与機構、 立行政 法人農業者年金基金、 市 運輸施設整備支援機構、 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、 法人酒類総合研究所、 法人自動車技術総合機構、 独立行政法人国立病院機構、 国民生活 工業所有 独立行 再生機構、 !害・求職者雇用支援機構、 独立行政法人国立重度知的障 法 独立行政法人日本芸術文化振興会、 人経 債務返済機構、 独立行政 センター、 独立行政 政法人労働 独立行政法人製品評価技術基盤機構、 独立行政法人日本学術振興会、 報・研修館、 済 産 業研 法 法人国立高等専門学校機構、 授与機構、独立行政法人大学入試センター、独立物資源機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人の機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法援機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館 独立行 安全衛 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、 人労働 独立行 独 立 究 独立行政法人日本スポー 独立行政法人統計センター、 所 独立行政: 政法人国立印 政 生総合研究所、 行政法人郵便貯 独立行政法人北方領土問題対策協会、 独立行政 独 立行政 策 政法人農畜産業振興機構、 独 研究 独立行政法人中小企業基盤整備機 独立行政法人日本貿易保険、 <u>\frac{1}{2}</u> 行 法人国立青少年教育振 .害者総合施設のぞみの園、 法人国際交流基金、 <u>\frac{1}{1}.</u> 法 政 研 人航空大学校、 法 修機構 刷局 政法人国際観光振興機 人航 金 • 独立行政法人労働 、独立行政法人日本学生センター、独立行政法人鉄道建設、独立行政法人鉄道建設人中小企業基盤整備機構 独立行政法人日本高速 海 簡易生命保 独立行政 及び年金 独立行政 訓 ツ振興センター、 所 独 独立行 独 法 法 <u>77</u> 除管理 弘立行政 **城興機構** 人国立 人国立 行政 立行: 独立 者健 政 構 法 政 康 機 法 立 公科 人法

都

五五

(略)

 \bigcirc プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令(昭和六十一年政令第二百八十七号)(第十一条関係)

二十九~三十七 (略) (削る)	(削る)	二十八 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所一〜二十七 (略)	別表(第三条関係)	改正案
三十二~四十 (略) 三十二 独立行政法人航海訓練所	発法人電子	二十八 国立研究開発法人海上技術安全研究所 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	別表(第三条関係)	現行

(傍線の部分は改正部分)大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令(平成十年政令第二百六十五号)(第十二条関係)

 \bigcirc

四十三~四十六 (略) (削る)	(削る) (削る) (削る) 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	十四四	改正案
四十六~四十九(略)四十五)独立行政法人航海訓練所	四十四 国立研究開発法人電子航法研究所四十三 国立研究開発法人港湾空港技術研究所四十二 国立研究開発法人海上技術安全研究所	十四	現行

四十六~四十九 (略) (削る) 回	5月37.7名 - 多名 用名书名有名声	究開発去人毎上・巷弯・抗空支析研究所 ┗) ┃	(第三条関係) 別表	改正案
1十九~五十二 (略)	人とと	7十五 国立研究開発法人毎上支術安全研究所(四十四)(略)	《(第三条関係)	現行

 \bigcirc 独立行政法人の組織、 運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成十二年政令第三百十六号) (第十四条関係)

別表第一 (削る) (略) (第二十一条—第二十四条関係) (削る) (略) 改 (削る) 略 三 正 案 (削る) (略) 兀 (削る) (略) Ŧī. 所 人航海 独立行政法 別表第一 略 (第二十一条—第二十四条関係) 人航海訓練 独立行政法 条第 所法 第二百十三 (略) -一年法律 第一第二 (平成 現 令 国土交通省 (略) 三 行 同条第三項 (略) 兀 一般会計 (略) 五

(傍線の部分は改正部分)

別表第二 (第二十一条—第二十四条関係)

_

三

兀

五.

別表第二(第二十一条—第二十四条関係)

略

(略)

略

略

(略)

略

略)

(略)

略)

(略)

発法人海上 国立研究開

発法人海上国立研究開

令 国土交通省

同条第三項

一般会計

発法人海上 国立研究開

発法人海上

令 国土交通省

同条第三項

一般会計

略

略

略

略

略

略

(略)

略

略)

略

三

兀

五.

空技術研究
技術研究 航
空技術研究
究所 技術安全研
究所法 (平
_

○ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令(平成十二年政令第五百二十三号)(第十五条関 係)

百十一 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所百~百十 (略)	10 10	一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第	改正案
(新設) (新設) (略)	開 (略	一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第	現行

金
傍線
0
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

十三~十八 (略) (削る)	(削る)	るものとする。 第十五条 法第百四条第一項の政令で定める独立行政法人は、次に掲げ(手数料の納付を要しない独立行政法人)	改正案
十六~二十一 (略)	十三 国立研究開発法人港湾空港技術研究所十二 国立研究開発法人海上技術安全研究所一〜十一 (略)	るものとする。 第十五条 法第百四条第一項の政令で定める独立行政法人は、次に掲げ(手数料の納付を要しない独立行政法人)	現行

五〜七 (略) (削る)	(削る) (略)	(削る) (略) (略)	掲げる独立行政法人とする。第三十一条法第二十九条第一項の政令で定める独立行政法人は、次に	(手数料の納付を要しない独立行政法人)	改正案
八~十(略) 八~十(略) 七 独立行政法人航海訓練所	六 削除 三 <u>~</u> 五 (略)	二 削除 (略)	掲げる独立行政法人とする。第三十一条法第二十九条第一項の政令で定める独立行政法人は、次に	(手数料の納付を要しない独立行政法人)	現

 \bigcirc (傍線の部分は改正部分)武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成十五年政令第二百五十二号)(第十八条関係)

三〜三十七 (略)	二 (略)	改正案
四~三十八(略) 三 国立研究開発法人港湾空港技術研究所	二 (略)	現

二号)(第十九条関係) 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令(平成十七年政令第四十

二〜四(略) 二〜四(略) 一一、独立行政法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人理化機構、国立研究開発法人教育振興機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人目動車技術総合機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人目動車技術総合機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立有政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人主治院機構、独立行政法人国立有院機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立有院機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、国立研究開発法人理化機構、国立研究開発法人理化機構、国立研究開発法人理化	一个四 (略) この究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人理化機構、国立研究開発法人場上、現立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人国立市少年教育振興機構、独立行政法人国立市の法人国立病院機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人国立市の法人国立病院機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人大選市工作政法人民主導輸施設整備支援機構、独立行政法人国立青少年教育振興機で政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人地域医が強力、国立研究開発法人場合、総構、国立研究開発法人場上、経費、銀工の、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
は、大学学院の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業 は情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業 の大学で定める法人は、次のとお で研究開発法人宇宙航空研究開発法人国立研究開発法人国立研究開発法人国立研究開発法人国立国際医療研究センター 、国立研究開発法人国立研究開発法人国立研究開発法人国 がん研究センター、国立研究開発法人国 がん研究センター、国立研究開発法人国 がん研究センター、国立研究開発法人国 がん研究センター、国立研究開発法人国 がん研究センター、国立研究開発法人 国立研究開発法人 国立研究開発法人 国立研究開発法人 国立研究開発法人 国立研究開発法人 国立研究開発法人 国立研究開発法人 国立研究開発法人 国立研究開発法人 国立研究開発法人 国立研究開発法人 とお を は、次のとお は、次のとお のとに関する法律第二条第四項の政令で定める法人は、次のとお のとお のとに関する法律第二条第四項の政令で定める法人は、次のとお のとお のとに関する法律第二条第四項の政令で定める法人は、次のとお のとお のとは、 では、といる法人 に関する法律第二条第四項の政令で定める法人は、次のとお のとお のとは、 のとお のとは、 のといる法人 のとお のといる法人 のとお のといる法人 のとお のといる法人 のとお のといる法人 のとお のといる法人 のとお のといる法人 のとお のといる法人 のとお のといるといる法人 のとお のといるといる法人 のとお のといるといる法人 のとお のといるといるといる法人 のとお のといるといる法人 のといるといる法人 のといるといる法人 のといるといるといるといる法人 のといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといると	は、次のと ので開発機構、国立研究開発法人と で、国立研究開発法人宇宙航空研究開発法人国立研究開発法人 関立研究開発法人国立研究開発法人 を がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター 開発機構、国立研究開発法人国立国際医療研究センター 開発機構、国立研究開発法人 国立研究開発法人宇宙航空研究開発法人国立国際医療研究センター に関する法律第二条第四項の政令で定める法人は、次のと 場情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事 で、「こことは、大のと は、次のと は、次のと では、といる法人は、次のと は、のと は、次のと は、のと
現	改正案

 \bigcirc

国家公務員退職手当法 0 部 を改正する法律の 施行に伴う経過措置に関する政令 (平成十八年政令第三十号) (第二十条関

る場合に関する経過措置)(基礎在職期間に旧財務省造幣局の職員としての在職期間等が含まれ

改

正

案

第六条の二の規定を適用する。第五条 退職した者の基礎在職期間とそれぞれみなして、同法第六条のに規定する政令で定める在職期間とそれぞれみなして、同法第六条のに規定する政令で定める在職期間とそれぞれみなして、同法第六条の正規における職員としての在職を職員以外の者として第五条 退職した者の基礎在職期間に次に掲げる期間が含まれる場合に

一~十九 (略)

しての る改正前の独立行政法人電子航法研究所法 独立 在職期間 第二条の独立行政法人電子航法研究所、 行政法人航海訓練所及び独立行政法人航空大学校の職員と 年 進 ·法律第四十八号) するため (平成十 の国土交通 八年独法改革国土交通省関係法整備法の施 附則第I 省関係法律の 一条第 (平成十一 項 整 独立行政 の規定により解散し 一備に関する法律 年法律第二百 法人に係る 伞

る場合に関する経過措置)(基礎在職期間に旧財務省造幣局の職員としての在職期間等が含ま)

現

行

傍線の

部

分は改正

部分

第五条 退職した者の基礎在職期間に次に掲げる期間が含まれる場合に第五条 退職した者の基礎在職期間とそれぞれみなして、同法第六条の四及び国家公務員退職手当法第五条の二第二項第七号四及び国家公務員退職手当法第五条の二第二項第七号に規定する政令で定める在職期間とそれぞれみなして、同法第六条の基礎を職員としての在職を職員以外の者として第五条 退職した者の基礎在職期間に次に掲げる期間が含まれる場合に

一~十九 (略)

二十 平成二十六年独法整備法第百八十五)第二条の独立行政法人海上技術安全研究所、平成二十六年独法整の独立行政法人海上技術安全研究所法(平成十一年法律第二百八号研究所、平成二十六年独法整備法第百八十七条の規定による改正前 第十一条第一項の規定により解散した旧独立行政法人交通安全環 空港技術研究所、平成二十六年独法整備法第百八十九条の規定によ 研究所法(平成十一年法律第二百九号) 備法第百八十八条の規定による改正前の独立行政法人港湾空港技術 立行政法人建築研究所、 立行政法人建築研究所法(平成十一年法律第二百六号)第二条の十 平成二十六年独法整備法第百八十五条の規定による改正前の 八年独法改革国土交通省関係法整備法の施行の 練所及び る改正前の独立行政法人電子航法研究所法(平成十一年法律第二百 る。 第二条の独立行政法人電子航法研究所、 独立行政法人航空大学校の職員としての在職期間 平成二十七年道路運送車両法等改正法附 第二条の独立行政法人港湾 独立行政 日 0 前日までの 法人航海訓 (平成十 間に 前境則独独

0

			第	
略)	(削る)	(略)	、同表の中欄に掲げる字句は、同表の第百四十二条 次の表の上欄に掲げる5(職員の在職期間に関する経過措置)	
(略)	(削る)	(略)	いる字句は、同志の上欄に掲げる経過措置	改正
(略)	(削る)	(略)	る字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。の上欄に掲げる規定の適用については、当分の間関する経過措置)	案
(略)	第三項 第三項 第三項 第三項 第三項 第三項 第三項 第三項	(略)	、同表の中欄に掲第百四十二条 次の 職員の在職期間	
	第二十一成一次第二十一次第二十一次第二十一次第二十一次第三十一次十二次十二次十二次十二次十二次十二次十二次十二次十二次十二次十二次十二次十二次		欄に掲げる職期間に開	
略)	本研究所 行日後の土 大研究所等 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田	(略)	同表の中欄に掲げる字句は、同表四十二条 次の表の上欄に掲げる開職員の在職期間に関する経過措置	現
(略)	引き続き当該施行日後の土木研究所等(国立研究開発法人生木研究所、国立研究開発法人海上技術安全研究所、国立研究開発法人海上技術安全研究所、国立研究開発法人選案され、国立研究開発法人電子航法研究所と含む。以下この項において同を含む。以下この項において同じ。)	(略)	げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。表の上欄に掲げる規定の適用については、当分の間に関する経過措置)	行

(傍線
0
部
分
は
改
IE
部
分

(削る) 一〜七 (略) 第十四条 港湾局は、次に掲げる事務をつかさどる。 (港湾局の所掌事務)	(総合政策局の所掌事務) (総合政策局の所掌事務) (総合政策局の所掌事務) (総合政策局の所掌事務) (総合政策局の所掌事務)	(大臣官房の所掌事務) (大臣官房の所掌事務) (大臣官房の所掌事務) (大臣官房の所掌事務)	改正案
ること。	2 (略) (総合政策局の所掌事務) (総合政策局の所掌事務) (総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。	2 (略) (大臣官房の所掌事務) (大臣官房の所掌事務) (大臣官房の所掌事務) (大臣官房の所掌事務)	現

八 · 九 略

(航空局の所掌事務

第十五条 <u>\</u> 航空局は、 (略) 次に掲げる事務をつかさどる。

(削る)

+

2 •

(略)

に関することに限る。)並びに同項第八号及び第十号に掲げる事務を に限る。)、同項第六号に掲げる事務(航空保安施設の設置及び管理 定及び航空機の離陸又は着陸のための飛行の方式の設定に関すること とに限る。)、同項第三号に掲げる事務(航空交通に関する空域の指 よる航空交通の円滑化のための方策に関する企画及び立案に関するこ つかさどる。 交通管制部は、 第一項第一号に掲げる事務(空域の効率的な利用に

(技術調査課の所掌事務

第三十条 技術調査課は、次に掲げる事務をつかさどる

一~七 (略)

属するものを除く。 国立研究開発法人審議会の庶務に関すること (総合政策局の所掌

(技術政策課の所掌事務)

第四十六条 技術政策課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

三 5 五 般に関すること。 国立研究開発法 人海. 上 港湾 航空技術研究所の組織及び運営

(略)

九 • 十 (略

(航空局の所掌事務

第十五条 航空局は、次に掲げる事務をつかさどる。

国立研究開発法人電子

航

法研究所の

組織及び運営

般に関する

(略) (略)

2 •

げる事務をつかさどる。 とに限る。)、同項第三号に掲げる事務(航空交通に関する空域の指 に関することに限る。)並びに同項第八号、 に限る。)、同項第六号に掲げる事務(航空保安施設の設置及び管理 定及び航空機の離陸又は着陸のための飛行の方式の設定に関すること よる航空交通の円滑化のための方策に関する企画及び立案に関するこ 交通管制部は、 第一項第一号に掲げる事務 第十号及び第十一号に (空域の効率的な利用に

(技術調査課の所掌事務)

第三十条 技術調査課は、次に掲げる事務をつかさどる

_ { 七 (略)

土木研究所及び国立研究開発法人建築研究所に係るものに限る。 国立研究開発法人審議会の庶務に関すること(国立研究開発法人

第四十六条 技術政策課は、

次に掲げる事務をつかさどる。

、技術政策課の所掌事務

(新設)

二 四 略

海上・港湾・航空技術研究所に係るものに限る。)。

一国立研究開発法人審議会の庶務に関すること(国立研究開発法人

(情報政策課の所掌事務)

第五十一条 情報政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

に関すること。 | に関する基本的な政策の企画及び立案までに掲げるものに限る。) に関する基本的な政策の企画及び立案一 総合政策局の所掌事務 (第四条第一項第三十九号から第四十三号

二~五 (略)

(海洋・環境政策課の所掌事務)

第百四十三条 海洋・環境政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一~六 (略)

(削る)

七 · 八

(略)

第百六十一条 技術企画課は、次に掲げる事務をつかさどる(技術企画課の所掌事務)

一~五 (略)

(削る)

六 (略)

(管制技術課の所掌事務)

第百八十一条管制技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一·二 (略)

(削る)

属するものを除く。)。

五 国立研究開発法人審議会の庶務に関すること(大臣官房の所掌に

(情報政策課の所掌事務)

第五十一条情報政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

までに掲げるものに限る。) に関する基本的な政策の企画及び立案総合政策局の所掌事務 (第四条第一項第三十八号から第四十二号

一~五 (略)

に関すること。

(海洋・環境政策課の所掌事務)

第百四十三条 海洋・環境政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一~六 (略)

七 国立研究開発法人海上技術安全研究所の組織及び運営一般に関す

八•九 (略)

ること。

(技術企画課の所掌事務)

第百六十一条 技術企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一~五 (略)

六 国立研究開発法人港湾空港技術研究所の組織及び運営一般に関す

ること。

(略)

(管制技術課の所掌事務)

第百八十一条 管制技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

 \bigcirc 国土交通省国立研究開発法人審議会令 (平成二十七年政令第百九十七号) (第二十三条関係)

いて処理する。 研究所に係るものについては、国土交通省総合政策局技術政策課にお	し、及び処理する。ただし、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術第八条 審議会の庶務は、国土交通省大臣官房技術調査課において総括(庶務)	改 正 案
技術調査課において処理する。研究開発法人建築研究所に係るものについては、国土交通省大臣官房	括し、及び処理する。ただし、国立研究開発法人土木研究所及び国立第八条 審議会の庶務は、国土交通省総合政策局技術政策課において総(庶務)	現 行